

学校法人藤田学園教員役職者の選任及び任期等に関する規程細則

平成27年規程第10号

施行 平成27年4月1日

改正 令和3年7月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、学校法人藤田学園教員役職者の選任及び任期等に関する規程（平成9年規程第5号。以下、規程という）第7条第2項に基づき、規程第7条第1項に定める教員役職者（以下、学部長等という）及び第2項に定める教員役職者（以下、特定機能病院の管理者という）の候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(改正)

第2条 この細則の改正は、理事会の決議による。

第2章 学部長等の選考に係る特則

(選考の契機)

第3条 学部長等の候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 学部長等の任期が満了するとき
- (2) 学部長等が辞任を申し出たとき
- (3) 学部又は研究所を新設又は統合するとき
- (4) 前各号の他学部長等が欠員となったとき

2. 前項第1号の場合は、任期満了の3ヵ月前までに、第2号乃至第4号の場合は、速やかに選考を行う。

(学部長等の選考に係る選考委員会)

第4条 学部長等の選考に係る選考委員会は、次の各号に掲げる委員により構成する。ただし、選考委員が候補者となったときは、当該選考委員を選考委員会から除斥するものとし、当該選考委員を選出した理事会又は教授会は、後任を新たに選出するものとする。

- (1) 学長
- (2) 理事会の選出する委員 6名
- (3) 教授会等の選出する委員 3名

2. 前条第1項第3号に掲げる学部又は研究所の新設又は統合するときの前項第3号に掲げる委員は、次の各号に掲げる者の中から学長が指名する。

- (1) 学部又は研究所の新設の場合 新設する組織に所属する教授
- (2) 学部又は研究所の統合の場合 統合する組織に所属する教授

3. 選考委員会の委員長は、第1項第1号の委員をもって充てる。

4. 規程に基づき、選考委員会が設置されたときは、委員長は、選考の対象となる学部長等に対し、教授会又は教授会に準じた機関（以下、併せて教授会等という）において、

選考委員の選出及び候補者の提案を指示するものとする。

5. 学長は、前項の指示に合わせて、求める学部長像を提示する。

6. 選考委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 学部長候補者の受け付け

(2) 選考

(候補者)

第5条 教授会等は、学部長等の候補者を3名以下の範囲で選考委員会に提案することができる。

2. 教授会等は、候補者を提案するときは、直ちに学部長等を通じて選考委員長に報告しなければならない。

3. 学長は、候補者を推薦することができる。なお、推薦する場合は、当該候補者の概要を選考委員会に提示する。

(選考委員)

第6条 第3条第1項第3号に掲げる選考委員を選出する方法は、教授会等の定めるところによる。

2. 教授会等は、選考委員を選出したときは、直ちに学部長等を通じて選考委員長に報告しなければならない。

第3章 特定機能病院の管理者に係る選考の特則

(特定機能病院の管理者の選考に係る選考委員会の委員)

第7条 選考の対象となる教員役職者が特定機能病院の管理者であるときは、選考委員会の委員には、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、次の各号のいずれかに該当する特別の利害関係がある者以外の者を複数含まなければならない。

(1) 過去10年以内に雇用関係にない者

(2) 過去3年間に50万円を超える寄付、報酬等のやりとりのない者

2. 特定病院の管理者の選考の結果等は、遅滞なく公表するものとする。

附則

1. この細則は、平成27年4月1日から施行する。

2. 学部長の選出方法に関する医学部教授会としての取り決め及び藤田保健衛生大学医療科学部学部長候補者選考規程は廃止する。

3. 平成30年7月1日一部改正

4. 平成31年1月1日一部改正

5. 令和3年7月28日一部改正